

# 八千代町部活動の運営方針について（改訂版）

平成30年12月7日

## ☆赤字は今回変更した事項

1 ねらい 生徒のバランスのとれた生活や成長及び教員の負担軽減に配慮して、適切な部活動を実施運営する。

## 2 町内での統一事項

### (1) 部活動の休養日の設定

#### 【原則として、週2日の休養日を設ける】

- ・月曜日は休養日とする。
- ・土日いずれかを休養日とする。
- ・閉庁日
- ・長期休業中は、ある程度の長期の休業期間を設定する。  
8/13～8/16・・・お盆期間中

#### 8月最終の5日間

(家庭や地域とのふれあいや新学期準備の為)

#### 【留意事項】

試合期において土日ともに活動しなければならない場合には、顧問等の指導者は、事前に校長の許可及び保護者の理解を得て行う。その際、必ず月曜以外の平日に休養日を設定する。

※ 試合期を5月～7月（総体）及び9月～10月（新人）にとらえる。

注）試合期の「試合」とは、中学校では全国中学校体育大会及び県新人体育大会（いずれも予選を含む）予選は下記の通りとなる。

総体→県民総合体育大会結城郡予選→同県西地区大会  
→県民総合体育大会中学校の部→関東ブロック大会8月上旬  
→全国中学校体育大会

※ 文化部においては、コンクール等の時期を試合期とする。

### (2) 部活動の活動時間及び配慮内容

#### 【1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする】

#### 【配慮事項】

- 夏季休業中は、関東・全国大会等への出場を除き、1、2年への移行期間であるので、チームと個人の基礎づくりにねらいを置き、無理のない計画で活動を進める。
- 活動計画は前もって学校に提出する。
- 下校時刻を町内統一する。← 防災無線での下校放送に合わせる。
  - ・遠距離通学の生徒や不審者対応に配慮する。
  - ・悪天候時は下校時刻を早める配慮をする。

#### 【追加事項】

- ★ 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動は原則として行わない。
- ★ 高温や多湿時において、主催する大会や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、練習の中止等など、柔軟な対応をすること。やむを得ず開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や摂取、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いがある場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

(3) 部活動の朝の活動

**【原則として朝の練習は行わない】**

**【留意事項】**

- 顧問等の指導者が朝練習を必要と判断した場合は、事前に校長の許可及び保護者の理解を得て期限を定め計画的に実施する。  
〈例〉・大会直前の調整や放課後に十分な活動時間が確保できない状況が続く場合
  - ・陸上競技大会や駅伝競走大会等への参加のため、部活動以外で練習が必要な場合
  - ・その他（吹奏楽コンクール、英語コンテスト、生徒会活動等）
- ※ 生徒の体力・意欲・目標等を確認し、保護者の十分な理解と協力が得られる場合にのみ実施する。
- ※ 実施する場合は、活動時間を厳守する。
  - ・午前7時より前に登校させない。7：10開始～7：50終了（町内で統一）
  - ・顧問が必ず指導する。

(4) 活動の見直しを今後継続して適宜行う。

- 練習活動の質と量の関係について
- 効率的かつ効果的な練習等に着眼して、指導者としての研修を行う。  
研修の場・・・例〔中高合同練習会等、中高での連携で優秀な指導者から学ぶ〕

(5) 大会参加等の見直し

- 月1回程度の大会参加とする。（総体・新人戦含む）

3 今後の予定

**【県からの策定にあたっての留意点】**

- ・市町村委員会：8月1日を目途に「設置する学校に係る部活動の方針」を策定するとともに所轄する学校に周知する。
- ・学校：市町村教育委員会からの通知を受けたのち、速やかに「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、生徒、保護者及び地域の関係機関への周知期間を経る。  
H30, 10, 1までに運用を開始する。

**【八千代町】**

- (1) 町教育委員会から学校への周知（7月中）
- (2) 町教育委員会を受けての学校での運営方針作成（7月中）
- (3) 生徒・保護者・地域への周知（9／3）
  - 通知、学校だより、HP等
- (4) 運用開始（10／1～）
  - ☆ 保護者への通知  
東中校長（中体連会長）が作成する。

「参考資料」

- (1) 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）
- (2) 「茨城県運動部活動の運営方針」（平成30年5月 茨城県教育委員会）
- (3) 保体第444 「茨城県運動部活動の運営方針の策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（通知）（平成30年5月30日茨城県教育委員会）
- (4) 保体第555 「運動部活動の活動方針等を策定する際の留意事項について」（依頼）  
（平成30年6月18日茨城県教育委員会）

これらを受け、八千代町教育委員会として「部活動の在り方に関する活動方針」を策定する。

附則 この規約は平成30年10月1日より施行する。

平成30年12月7日 一部改正